

「由布市教育振興基本計画」検討委員会設置要綱

平成26年3月25日

教育委員会訓令第1号

改正 令和2年12月21日教委訓令第10号

(設置)

第1条 「由布市教育振興基本計画」(教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく、本市における教育の振興のための施策の基本的な計画をいう。以下同じ。)を策定するにあたり、由布市住民自治基本条例(平成21年条例第39号)第22条第1項に規定する適切かつ効果的な市民参加を実現するため、由布市教育委員会に「由布市教育振興基本計画」検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、教育長の諮問に応じて「由布市教育振興基本計画」について重要な事項を審議し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、10人以下をもって組織し、次に掲げる者のうちから、前条で定める諮問の都度、教育長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 教育学に関する大学教授等の学識経験者
- (2) 本市の学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 地域活動を行う者
- (4) その他教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会には、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(謝金)

第7条 委員が前条で定める会議に出席したときは、これについての謝金を支払う。

2 謝金の額は、第3条第1号に基づいて委嘱された委員に対しては、1回の出席

につき12,000円とし、それ以外の委員に対しては、1回の出席につき3,800円とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、由布市教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月21日教委訓令第10号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。